

平成27年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成27年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	5番 小金丸益明 6番 深見 義輝
日程第2	審議期間の決定	20日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針	市長 説明
日程第5	議案第2号 壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第6	議案第3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第7	議案第4号 壱岐市行政手続条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第5号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第6号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第10	議案第7号 壱岐市健康公園条例の廃止について	保健環境部長 説明
日程第11	議案第8号 壱岐市母子健康センター条例の廃止について	保健環境部長 説明
日程第12	議案第9号 子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第13	議案第10号 壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第14	議案第11号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第15	議案第12号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第16	議案第13号 壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第17	議案第14号 壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	病院部長 説明
日程第18	議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務部長 説明

日程第19	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市高等職業訓練校）	総務部長 説明
日程第20	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市筒城浜ふれあい広場）	企画振興部長 説明
日程第21	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市シーサイド小水浜）	企画振興部長 説明
日程第22	議案第19号	友好都市の提携について	企画振興部長 説明
日程第23	議案第20号	財産の無償譲渡について	保健環境部長 説明
日程第24	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	農林水産部長 説明
日程第25	議案第22号	公有水面埋立（大島（老岐）漁港区域内）について	農林水産部長 説明
日程第26	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第27	議案第24号	平成26年度老岐市一般会計補正予算（第10号）	財政課長 説明
日程第28	議案第25号	平成26年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成26年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成26年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第31	議案第28号	平成26年度老岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成26年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第33	議案第30号	平成26年度老岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	市民部長 説明
日程第34	議案第31号	平成26年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務部長 説明
日程第35	議案第32号	平成27年度老岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第36	議案第33号	平成27年度老岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成27年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第38	議案第35号	平成27年度老岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第39	議案第36号	平成27年度老岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第40	議案第37号	平成27年度老岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明

日程第41	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長	説明
日程第42	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長	説明
日程第43	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長	説明
日程第44	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長	説明
日程第45	請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	紹介議員	説明、質疑なし
日程第46	請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	紹介議員	説明、質疑なし
日程第47	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	資料のとおり	
日程第48	要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望	資料のとおり	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。老岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成27年老岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、小金丸益明議員、6番、深見義輝議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る3月2日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸益明議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成27年老岐市議会定例会、3月会議の議事運営について協議のため、一昨日3月2日議会

運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月23日までの20日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例制定5件、条例の一部改正4件、条例の廃止2件、平成26年度補正予算関係8件、平成27年度予算関係10件、その他11件の合計40件となっております。また、請願2件、陳情2件、要望1件の計5件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月5日から8日まで休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月5日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

3月9日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成26年度一般会計補正予算（第10号）及び平成27年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

3月10日と11日の2日間で一般質問を行います。

同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いいたしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いいたします。

3月13日と16日の2日間、各常任委員会を開催、18日に予算特別委員会を開催するよう にいたしております。

3月23日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に、条例の制定1件、子ども・子育て支援計画の策定1件、人事案件3件が追加議案として提出される予定ですが、条例の制定並びに人事案件につきましては、委員会付託を省略し、全員審査を行い、審議、採決をお願いすることにいたしております。子ども・子育て支援計画の策定については、所管の委員会へ審査付託を予定いたしております。

以上が、壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、

本日から3月23日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案は40件、請願等5件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び後期定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る2月4日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会総会」に出席をいたしました。会議では、会務報告に続き、平成27年度事業計画及び収支予算書について審議され、原案どおり決定されたところであります。

その後、国土交通省国土政策局吉田幸三離島振興課長による「平成27年度離島振興対策予算等について」と総務省大臣官房企画課畑山栄介企画官による「総務省における地方創生に向けた取り組みについて」と題した研修会が行われました。

また同日、全国離島振興市町村議会議長会総会に引き続き「第35回長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」が開催されました。会議では会務報告に続き、平成27年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決、決定されたところであります。なお、その後、国交省及び総務省に対して、また、地元国会議員等に対して、国境離島新法の成立に向けての要望を行ったところでございます。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、2月17日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に土谷議員が出席をいたしました。その詳しい資料につきましても、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

また、本年3月1日に市制施行10周年を迎えた諫早市が「合併10周年記念式典」を挙行されましたので、出席し、平成の大合併から10年の節目を県内各関係者とともに喜びを申し上げたところであります。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員と

して出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日ここに、平成27年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成27年度当初予算案また前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成27年度は、私の市長としての2期目の市政運営総仕上げの年度であります。公約の1丁目一番地でありました壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入が本年4月1日から実現いたします。また、第1次産業、観光・商工の振興、教育・福祉・育児の充実、防災対策など、壱岐市の現在そして将来に向けた取り組みの成果を示す年度であります。と同時に、庁舎建設等諸課題についても、その方向性を導き出さなければならないと考えております。

さて、友好都市の提携についてでございますが、兵庫県朝来市とは、280年前壱岐へ流された義人小山弥兵衛を孫娘心諒尼が訪ねた史実の取り持つ縁で、54年前の旧和田山町時代から教育や人的な交流を行ってまいりました。昨年2月28日には、壱岐市市制施行10周年を機に、朝来市との地域間協同による経済の振興を図るため、「歴史・教育・経済パートナーシップ宣言」の調印を行ったところであります。今後さらに、両市の友好のきずなを深めるため、本年、朝来市市制施行10周年を機に、友好都市の提携を図りたいと考えております。今回、友好都市の提携について、議案を提出しております。

次に、第2次壱岐市総合計画の策定については、平成26年度末までに策定することとしておりましたが、国の地方創生に係る地方版総合戦略策定内容との整合性を図る必要があることから、策定期間を総合戦略策定期間に合わせて平成27年9月とすることといたしました。このため、計画期間の開始時期が、平成27年度途中からとなりますが、その間については、第1次総合計画を継承することといたしております。

次に、ふるさと納税について、昨年11月から寄附額に応じたお礼の品の選択制やポイント制の導入など新しい制度を開始するとともに、壱岐人会などでのPR、さらに、お礼の品を追加し、2月末現在1,916件、申し込み金額2,887万3,000円と昨年度の10倍を超え、平成20年度ふるさと納税開始以来、過去最高額となっております。平成27年度は、さらにお礼の

品の拡充を図るとともに、クレジット決済の導入を行い、1億円を目標に推進を図ってまいります。

離島振興につきましては、その鍵を握る航路運賃の低廉化に向け、全国離島一丸となって取り組んでおります。

「離島の再生なくして地方の再生はなし」このことについて、石破茂地方創生担当大臣とも意見交換を行い、離島の現状等について強く訴えたところであります。

また現在、国においては、航路運賃の低廉化等が盛り込まれた国境離島法案の制定に向けた協議が行われておりますが、今や国境離島を初め、離島地域の振興発展は、日本の発展の運命を握っていると言っても過言ではないと思っております。

次に、庁舎建設について申し上げます。

庁舎の建設につきましては、平成26年11月に、市議会庁舎建設検討特別委員会において、新庁舎の建設の必要性について可決されたことを受け、現在、市議会庁舎建設特別委員会において議論が進められております。そうした中、2月12日から15日の4日間、4会場で開催した市民説明会の状況や御意見等を踏まえ、壱岐市にとって極めて重要なプロジェクトであり、壱岐市百年の大計である庁舎建設については、広く民意を問わなければならない、新しい庁舎が真に必要な必要でないか、言いかえれば、新庁舎を建設するか、しないかについて市民皆様に御判断いただくことが最良であると判断したところであります。市民皆様に、今、このときしか使えない極めて有利な合併特例債を活用することが、壱岐市のためであるということをお説明した上で、市民皆様がどのようにお考えなのかをお聞きしたい。その方法として、住民投票が最良だと判断いたしました。今回、追加議案として、関係条例並びに予算を提出することといたしております。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと地方創生についてでございます。

今、日本全体が「人口減少・超高齢化社会」を迎えており、「待ったなし」の構造的な課題に対し地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

創生法には、都道府県及び市長村とともに、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定することが求められており、その策定に当たっては、各地方公共団体が主体性を発揮しつつ、さまざまな年齢層の住民を初め、産学金労等の関係者の意見を広く聞くことや、PDCAサイクルを継続的に行うこととされております。

地方議会においても、総合戦略の策定、推進等の各段階で十分議論がなされるよう求められており、壱岐市としても地方創生に取り組むべく、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けて、準備を進めているところであります。また、国の平成26年度補正予算における「地域住民生活等緊急支援交付金」について、今回、所要の予算を計上いたしております。

平成26年の本市への観光客数において、その重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数が69万542人で、対前年比96%と減少しております。昨年は、がんばらんば国体等も開催されましたが、天候不良による交通機関の乱れなどの影響が要因と考えております。

今後も引き続き、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産に、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベントや体験プログラムを加え、オンリーワンの観光地づくりに取り組んでまいります。

次に、教育旅行の誘致につきましては、平成26年度より県外から来島する学校にも補助制度を拡充し、32校、3,581人を受け入れました。平成25年度に比べ、1,068人増加いたしております。

また、スポーツ合宿の誘致につきましても、壱岐商業高校生が提案した「スポーツ合宿」の旅行商品化に向けた検討を行っております。

外国人誘客、いわゆるインバウンドについては、これまで市内宿泊施設等の受入体制の整備や、中国の雑誌社の撮影誘致、韓国のパワーブロガーモニターツアーなど取り組んだ結果、平成26年度は約500人の外国人観光客が訪れております。

平成27年度も引き続き、観光業従事者への外国語講座等おもてなしセミナーの開催、外国人の壱岐までの渡航費用助成や、福岡市と連携した海外での観光プロモーションの実施など、関係団体と連携し、インバウンドの展開を進めてまいります。

福岡事務所は、本年4月で開所から5年目を迎えますが、これまで事務所へ約2万5,000人が来所され、ブログ開設からアクセス数も36万件を超えており、関心の高さを示しております。

また、「I k i I k i (いきいき) サポートショップ制度」についても、福岡38店舗、大阪3店舗、東京2店舗の合計43店舗を認定し、壱岐産品の情報発信と消費拡大に成果を上げております。

福岡都市圏における壱岐の情報発信の拠点として、今後も、各種企業等への訪問、会合等でPR活動を行うとともに、サポートショップ認定へも積極的に取り組んでまいります。

次に、壱岐市の農業発展のためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であります。

国においては、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大など課題に対応するため「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、関係者が一体となって、課題に向けて取り組むことといたしております。

特に、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるための農地中間管理機構については、集落営農組織の法人化に合わせ、農地の集積を行ってまいります。

集落営農組織については、36の特定農業団体と3つの特定農業法人が設立され、本市におけ

る組織数は、長崎県全体の約半数を占めております。認定農業者及び集落営農組織には、本市農業の柱となる担い手として、大きな期待を寄せており、組織の持続的な経営安定に向けた育成・支援を図ってまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等については、高生産性・高収益性を望める作物であり、今後も補助事業を活用し、施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスについては、単価・収量とも8年連続県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに、揺るぎない産地形成を推進してまいります。

平成22年度以降、イノシシの目撃、痕跡、農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられておりますが、イノシシは、生息数の少ないうちに撲滅に向けた対策が極めて重要でございます。これまで捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲を実施した結果、昨年3月21日に箱崎地区において1頭を駆除いたしました。

しかし、去る2月11日にヌタ場、足跡等新たな情報が寄せられており、今後も引き続き、関係機関と連携を図り対策を講じてまいります。また、タイワンリス及びカラスについても、猟友会及び市民皆様の御協力をいただき、引き続き捕獲駆除を行ってまいります。

また、本市の肉用牛振興については、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営においても、壱岐生まれの壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録がなされ、人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

子牛市では、過去最高を更新する年間平均で57万円台となるなど、高値の取引となっておりますが、一方で、高齢化や後継者不足による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織及び建設業者による新規参入を模索するなど、生産基盤の強化を図ってまいります。

一方、本市の水産業を取り巻く現状は、漁業資源、漁場環境の悪化による漁獲の減少、水産物価格の低迷、漁業者の高齢化並びに後継者不足、さらには燃油価格が反転値上げの動きもあり、依然として厳しい状況が続いております。

昨年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を前年と比較いたしますと、漁獲高が0.5%増の約36億9,400万円、漁獲量が9.5%増の5,424トンと若干増加しておりますが、いまだ憂慮すべき状況にあります。

このような中、水産業振興奨励事業として、認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を実施しており、現在、認定漁業者157名を認定し、また、漁業後継者1名が就業をいたしております。

そのほかに、漁業近代化資金の利子補給、漁獲安定共済・漁船損害補償への一部助成、そして

漁船漁業の機器設備の充実を図るための漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施をいたしております。さらに、国・県の事業である離島漁業再生支援事業、21世紀漁業担い手確保促進事業、離島輸送コスト支援事業、船内外機の機関換装の省エネ機器等導入推進事業、船底清掃の省燃油活動推進事業について、今後も積極的に取り組んでまいります。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の放流を計画しております。これらの種苗を放流することにより、沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備につきましては、国の漁村再生交付金事業で、大久保漁港と諸津漁港、小崎漁港の防風フェンス、湯ノ本漁港の浮き栈橋を、また、強い水産業づくり交付金事業で山崎漁港、七湊漁港、久喜漁港の車どめ設置工事を計画しております。さらに、水産物供給基盤機能保全事業で山崎漁港、久喜漁港、恵美須漁港の施設の機能診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの調査業務を計画いたしております。

また、商工業の振興につきましては、日本経済の景気が緩やかな回復基調にある中、離島部の本市においては、その波及効果は遅く、依然として厳しい状況にあります。このため、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めるとともに、商工業者や中小企業者の融資利子補給や保証料に対する補助を行ってまいります。

特に、平成27年度は、市において事業創業者や新規中小企業者が新たに行う事業実施のための資金融資制度を創設し、あわせて信用保証料の補助も行い、創業支援を行ってまいります。また、地方創生による地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、壱岐市商工会及び農協、漁協と連携し、プレミアム商品券を発行してまいります。年間発行額を約5億円とし、それに10%の付加価値をつけて売り出すことにより、消費喚起を促し、市内商工業の活性化、島内経済の振興を図ってまいります。

雇用については、経済の緩やかな回復基調の中において、雇用改善が進みつつありますが、引き続き「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した人材育成事業など雇用創出に取り組んでまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございますが、地域の福祉力向上を図るため、民生委員児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や福祉協力員の設置を推進し、災害時に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

生活困窮者対策については、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者の方々に対し、包括的な相談支援や就労支援等を関係機関と連携

しながら実施し、自立を促進してまいります。なお、実施に当たっては、壱岐市社会福祉協議会に委託をすることといたしております。

また、入湯優待券については、団体用優待券を年間2枚から5枚に拡大し、健康と福祉の増進はもとより、老人クラブ等社会福祉団体の組織率の向上にも努めてまいります。

さらに、障がい者皆様が自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域活動支援センターひまわりを拠点とした地域生活支援事業の充実を図るとともに、平成27年度からスタートする第4期障がい福祉計画を関係機関と連携しながら進めてまいります。

次に、第29回全国健康福祉祭、ねんりんピックでございますが、長崎大会が、平成28年度に県内各地で開催されます。本市においては、ウォークラリー交流大会の開催地となっております。

さて、壱岐市立特別養護老人ホーム及び同附属デイサービスセンターについては、本年10月1日を目途に、現施設のまま民間に移譲し、平成30年度末までに新施設を整備する方針で進めております。

昨年11月から移譲先を公募した結果、3団体から応募いただき、改築計画を含めた提案書の提出を受けたところであります。移譲先の選定に当たっては、壱岐市福祉施設移譲先選定委員会から2月3日に評価結果報告書の提出をいただきました。その結果を十分尊重し、(仮称)社会福祉法人「壱心会」設立準備会を移譲先候補として選定したところであります。

本団体の提案は、施設運営方針はもちろん十分なものでありますが、地域振興策として学校法人による介護福祉士養成校(専門学校)を開校し、介護福祉士等有資格者の人材育成及び交流人口の拡大を考えたものであり、壱岐市の発展に大きく貢献するものと期待をいたしております。

また、少子高齢化が進行する中、「子ども・子育て支援法」に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が本年4月に本格スタートいたします。

このことから、本市においても、壱岐市子ども・子育て会議の答申を踏まえ、今月策定する壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供の健やかな育ちと、仕事と子育ての両立を社会全体で支える環境整備の取り組みを進めてまいります。

生活保護制度については、全国的に生活保護受給者が増加を続けている中で、昨年7月に生活保護法が一部改正されました。

本市においては、平成20年度以降受給者は減少しており、昨年12月末現在で、被保護世帯数372世帯、被保護者数553人、保護率2.01%となっております。

市民生活を守る最後のセーフティーネットとして、保護を必要とする方に、確実に保護を実施するとともに、改正生活保護法の規定に基づき、受給者の自立に向けた就労支援の強化や健康・生活面に着目した支援のほか、不正受給者対策の強化や医療扶助の適正化に努めてまいります。

生活の基盤は「健康」ということは、誰もが認めるところであります。市民皆様の健康づくりのために、各種検（健）診、相談、予防、健康教室等の充実を図り、受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員及び各自治会の福祉保健部とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、食生活改善推進員の皆様におかれましては、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

さて、壱岐市における国民健康保険加入率は現在35%であり、本市の景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年厳しい財政運営が続いており、平成27年度予算編成においても、一般会計からの繰り入れを行うことといたしております。

国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、介護保険につきましても、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めているところであります。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度に当たり、今回「壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定」及び「壱岐市介護保険条例の一部改正」の議案を提出しております。

この計画は、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であり、壱岐市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、平成27年度から3年間の介護保険料を算定することとなっております。その結果、第1号被保険者保険料の基準額については、5,262円と算定いたしております。被保険者の方々には、御負担をおかけすることになりますが、御理解を賜りたいと存じます。

なお、第5期計画の中で計画していた施設整備につきましては、箱崎中学校グラウンド跡地に社会福祉法人博愛会による特別養護老人ホーム「ハッピーヒルズ」が完成し、今月23日からサービスが開始されることとなっております。

後期高齢者医療制度については、平成20年度に制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところでございます。

次に、自然を生かした環境に優しいまちづくりでございますが、低炭素社会の実現について、近年、地球温暖化の防止は世界で最大かつ喫緊の課題であり、地球環境を保全し、豊かで美しい自然環境を次世代へ継承することこそが人類共通の命題となっております。

国や県においても、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を目指し、「再生可能エネルギー」の普及を推進している中、本市においても、地理的条件を生かした「風力」や「太陽光」、「バイオマス」などの再生可能エネルギーの資源活用の可能性を検討するとともに、省エネの強化等、「低炭素の島づくり」に向けた事業計画の策定や実現可能性調査に取り組んでまいります。

また、市道整備につきましては、平成27年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備2路線、橋梁補修4橋及び道路防災安全工事3路線、起債事業9路線、単独事業9路線の整備費を計上いたしております。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も鋭意取り組んでまいります。

壱岐市景観計画につきましては、壱岐市の良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた景観づくりの基本的な方針や取り組み、建築物・工作物などの行為の基準を定める景観計画（案）を策定いたしました。

景観計画（案）の内容につきましては、市民皆様や事業者皆様の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施し、その結果を壱岐市景観計画策定委員会に諮ることといたしております。

壱岐市景観計画は、平成27年3月末までに策定し、それを受けて平成27年度に壱岐市景観条例の制定に向けて取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による三本松団地の外壁及び屋上防水等の改修工事、また、平成28年度以降に予定している久喜団地・目坂団地の耐震改修工事、古城団地の給排水設備等の改修工事、三本松団地・天ヶ原団地の屋外防水改修工事の設計委託費を計上いたしております。また、単独事業として、八幡団地の外壁及び屋根等の改修工事、大久保団地の下水道接続工事を予定をいたしております。

また、市民皆様の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、引き続き住宅リフォーム支援事業を進めてまいります。

また、老朽化して危険な家屋等の除却を行う方々に対して支援を行い、安全で安心な住環境づくりに努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、平成29年4月からの上水道事業との統合に向けて進めており

ます。

基幹施設の更新等の整備については、平成26年度から国の簡易水道統合整備事業により実施しておりますが、平成27年度においては、継続事業の芦辺浄水場及び新規事業として勝本町新城西浄水場の改修工事を実施することといたしております。

また、昨年の渇水期に発生した永田ダム水源の水質悪化による異臭味対策については、活性炭処理施設整備を国に要望しております。

上水道事業は、水道水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の布設がえ工事を実施することといたしております。

公共下水道事業につきましては、事業計画に基づき、中央処理区の永田地区で汚水管布設工事を実施しております。現在の事業認可区域については、事業の完了時期が近づいてまいりましたので、今後、整備計画区域内の未普及地区の整備に向けて、事業認可の変更手続を進めてまいります。

漁業集落排水施設整備事業につきましては、平成25年度から芦辺地区に着手をしており、引き続き汚水管布設工事及び路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、140基の設置を予定をいたしております。

次に、心豊かな人が育つまちづくり、教育関係についてでございますけれども、市内小中学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は、27年度で一通り完了いたします。

また、「つり天井や外壁等」非構造部材の落下防止のための補強工事を引き続き実施し、災害発生時における児童・生徒はもとより、地域住民皆様の緊急避難場所として、機能が十分発揮できるよう「防災の強化」に努めてまいります。

芦辺小学校校舎と芦辺中学校校舎は、耐震力の不足により改築が必要と診断されたため、芦辺小学校は、関係者皆様が一体となって協議を重ね、本年1月に「芦辺小学校校舎改築事業の基本計画」を策定したところであります。

今後は、校舎建設に関係する認可手続や設計業務等を行い、平成29年4月供用開始を目途に取り組んでまいります。

また、芦辺中学校においても、開発関係の申請や設計業務選定作業等を引き続き進めてまいります。

社会教育の推進につきましては、このたび、青少年の意欲及び能力が認められて選抜され、市外における強化練習や大会等へ参加する場合に、その旅費等の一部を助成する、子ども夢プラン応援補助金制度を創設いたしました。

また、新たに「いきいきうきうき体験交流事業」として、福岡県うきは市との交流事業を計画いたしております。これは、市内の小中学生がうきは市との交流体験活動に参加することで、子

供たちの健全育成に寄与するものであります。

次に、昨年開催された長崎がんばらんば国体の壱岐市実行委員会事務局を、教育委員会国体推進課で担当してまいりましたが、同大会が終了し、壱岐市実行委員会も解散となりますので、国体推進課を廃止し、残る精算関係事務や次年度以降の後催県への情報提供等の業務につきましては、引き続き教育委員会で担当してまいります。

また、交流人口の拡大を目的に、文化財の積極的公開を、デリバリーミュージアム事業として、大阪府立弥生文化博物館で実施することとしております。

また、全国にある国分寺を持つ自治体が集まり、国分寺の現状と保存活用について研修を行う全国国分寺サミットを本年10月に壱岐市で開催することとなりました。壱岐を大いにアピールする機会と捉え、関係機関と連携を図り、サミットの成功に向け努めてまいります。

国指定史跡「勝本城址」は、石垣が400年以上経過し、危険な状態にあるため、整備計画の策定を急ぎ、国の補助を活用した整備の実施に向け、平成27年度から指定範囲内の測量に取りかかることといたしております。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについてでございますが、平成26年度から三島地区を対象に進めている長崎県の地域支え合いICTモデル事業については、加入世帯、公共施設等130カ所への接続工事が終了し、現在、試験運用を開始しております。

運用につきましては、昨年11月に採用した集落支援員1名が、各世帯へ操作方法のサポートを行い、特に高齢、独居の御家庭にあつては、訪問活動とあわせて、地域の見守りの一助となるものと期待しております。

なお、今後の事業の進捗については、定期的に検証、評価、改良を重ねていくことといたしております。

次に、コミュニティー行政の推進については、現在、地域が抱える課題への対応やまちづくりを進めるために、自治を担う市民皆様・地域、市議会、市長・行政の役割と責任を明確にし、「自治体の仕組みの基本ルール」を定めるための自治基本条例の制定に向けて、議論を進めております。

今後も、市民皆様との意見交換等を十分重ね、平成27年度制定を目標に進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

政策の最重要課題として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団の加入については、平成27年4月1日をもって、名称を長崎県病院企業団「長崎県壱岐病院」として、開院することとなりました。

これにより、壱岐市民病院が将来にわたり、壱岐市の地域医療の中核を担う病院として、必要な医療サービスをさらに安定的に提供できることを市民皆様にお約束できるものと考えておりま

す。

今後は、長崎県病院企業団の構成市町の一員として、市民皆様一人一人が安心できる保健医療体制の確立に向けて、医療機関や福祉施設、関係団体との連携を深めながら、地域医療体制の構築に努めてまいります。

なお、平成27年度の診療体制について、九州大学第2外科の外科医師及び久留米大学の眼科医師については、非常勤から常勤の派遣に変わるものとの報告を受けており、着実に診療体制の充実が図られているものと考えております。

また、長崎県病院企業団加入により、壱岐市単独での病院事業は廃止となりますので、今回、関係条例の改廃の議案を提出しております。

次に、安全・安心のまちづくりについて、防災は行政の最大の使命として、これまでさまざまな災害の発生に備えて、関係機関と連携を図り、各種防災対策を進めておりますが、行政による防災対策のみならず、市民皆様みずからが防災対策を講じていただくことが重要と考えております。

地域が助け合って地域の安全を確保する自主防災組織については、現在96組織、組織率52.3%となっております。平成25年度末と比較いたしますと、61組織、組織率は25.1%の増となっております。今後も、自主防災組織の結成について、各自治公民館の御理解を賜りますようお願いをいたします。

去る1月24日、今回で3回目となる長崎県原子力防災訓練を壱岐市、松浦市、佐世保市、平戸市を初めとする関係市町及び長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催をいたしました。

訓練の概要は、玄海原子力発電所から放射能漏れ事故が発生したとの想定で、玄海原子力発電所から30キロ圏内に入る壱岐島南部の住民皆様が、島北部の勝本町ふれあいセンターかざはやに避難する訓練と、海上自衛隊の揚陸艇（エルキャック）及び輸送艦による福岡県への広域避難訓練を行いました。

原子力災害の特異性に対する緊急被曝医療訓練やモニタリング訓練のほか、災害対策本部設置・運営訓練、情報収集伝達訓練を行い、総勢約300名の皆様の御参加をいただきました。

今回の訓練の成果や課題を検証し、今後も、市民皆様、関係機関と連携を図り、実践的な訓練を積み重ねてまいります。

平成26年度中の災害発生状況は、火災27件、救急1,741件、救助19件で、前年に比較いたしますと火災は3件の減、救急は140件の増、救助は5件の増でございました。特に、救急搬送件数の増加が顕著で、その要因として、急病が前年に比べ127件増加しており、中でも、高齢者の搬送割合が74%と年々増加している状況にあります。

平成27年度の消防防災施設及び資機材の整備については、郷ノ浦支署配備の高規格救急車の

更新、防火水槽5基、ホース乾燥ポール3基の設置工事、消防団の小型ポンプ1台の更新を行うこととしております。

次に、議案関係について御説明をいたします。

平成27年度の地方財政は、地方税は消費税の引き上げ時期の延期はあったものの、8%への引き上げが平年化することにより増収となり、地方交付税は国税5税の法定率見直しにより、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図った上で、地方創生の旗印のもと「まち・ひと・しごと創生事業費」等の新設により前年水準が確保されております。

しかし、国の歳出の取り組みと基調を合わせることで、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移をいたしております。

このような中、本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところであります。

また、全ての事業について政策評価を実施し、スクラップアンドビルドによる最小コストで最大の効果を上げるため、財源の重点配分を行い、適正で効率的な予算編成を行っております。

さらに、補助金等検討委員会の提言を最大限尊重し、本市の振興、発展に資する補助金等の適正化並びに効率的かつ効果的な補助金等の見直しを平成26年度より行い、自主性と責任により限られた財源を活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

平成25年度末の市債現在高は273億円であります。義務的経費の割合は42.1%、経常収支比率は80.4%であります。今後も中長期財政計画に基づき、普通交付税の縮減に応じた健全財政運営に努めてまいります。

平成27年度は、普通交付税合併算定がえの段階的縮減の2年目となり、予算編成に当たっては、その縮減に応じた減額予算となりますが、総合計画に基づく政策の推進に努めるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、交付金を有効活用しながら戦略に基づいた地域の活性化を図ってまいります。

なお、平成27年度の一般会計予算規模は、208億5,600万円、対前年度比1億6,900万円、0.8%減で、特別会計を含めた予算規模は、321億4,900万円、対前年度比6億7,373万円、2.1%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例に係る案件11件、予算案件18件、公の施設の指定管理者の指定案件4件、その他7件であります。案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、市政運営に対する所信の一端と平成27年度当初予算案等について申し延べましたが、これからも、さまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第2号～日程第44. 議案第41号

○議長（町田 正一君） 日程第5、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、日程第44、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、40件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案の説明につきましては、担当部長及び課長にさせますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ちょっと説明員の方に、議員は当然、事前に勉強しておりますので、しっかりとですね。説明は簡潔に、要点だけで結構ですので、それではお願いします。保健環境部長。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） おはようございます。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本日の提出でございます。

この計画は、これまでの介護保険制度の基本理念を踏まえるとともに、壱岐市の実情に応じた地域包括ケアシステムを明確にしたものであります。

国においては、2025年度である平成37年度を介護のピークと捉え、介護保険制度始まって以来の改革が行われております。本市におきましては、平成26年度に65歳以上人口のピークを迎えていることを踏まえ、計画に被保険者の意見を反映させるため、65歳以上の方を対象に調査票を送付し、その調査結果から生活実態や健康状況を分析し、平成37年度までの介護事業によるサービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計しました。

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画として、壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画作成委員会の委員14名の委員様により、昨年9月からことしの2月までの間4回の審議を経て、2月24日に答申をいただきました。

高齢者等の状況と将来像としましては、平成26年の9,659人から平成29年には9,607人と52人の減少となり、以後減少が続きますが、高齢化率は高齢者人口の減少よりも総人口の減少幅が大きいため、平成26年の33.8%から平成29年度には、36.1%増加する見込みであります。

要支援・要介護認定者の将来予測としましては、26年度見込みの要支援者は723人、要介護者1,450人の合計2,173人になっておりますが、平成29年度は要支援者583人、要介護者1,452人の合計2,035人となり、65歳以上人口の減少に伴い、138人の減少となる見込みです。そうした中でも平成37年度までは、介護度の高い要介護3以上の認定者数は横ばいの状況が続くものと思われま。

計画の主な内容でございますが、地域のつながりが感じられるまちづくりとして、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、公的なサービス提供だけではなく、より身近な存在である地域住民の手助けが必要となります。住民同士の助け合いによる福祉活動に対し、必要な支援や基盤づくりを行っていきます。また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活の支援ができるよう、団塊の世代の方が75歳以上となられる平成37年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築できるように努めてまいります。

次に、高齢者に生きがいを感じられるまちづくりとしまして、高齢者自身が地域社会の中で、これまで培われた豊かな経験と知識を生かし、積極的な役割を果たしていくことが重要であり、老人クラブやさまざまな自主的な団体の活動の立ち上げと発展に各種の支援を行っていきます。また、高齢者自身が自分の病気を理解し、生活習慣を改善して重症化を予防するための啓発活動を推進してまいります。

次に、高齢者に優しさが感じられるまちづくりとして、地域支援事業の制度改正による新しい総合事業では、高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって、在宅生活の安心確保を図ります。総合事業の実施は、体制整備に相当の時間を有することから、平成27年度を準備期間として、平成28年度から予定しております。

また、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、現在、壱岐医師会在宅医療推進部会により実施されている事業について、発展・継続した事業ができるよう医師会と協議を進め、関係機関と連携できる体制整備を図ります。

認知症については、今後も増加することが予想されておりますので、早期診断、早期対応とともに、地域包括支援センターによる相談対応、認知症の人と家族の会との共同事業等により、認知症になっても生活できる地域の実現を目指します。

次に、高齢者に安心感が生まれるまちづくりとして、在宅で利用できる介護保険給付サービスの充実を図るとともに、施設給付サービスを利用しながら安心した生活を実現するため、関係機関との連携を図りながら、介護保険事業を運営してまいります。

介護保険料につきましては、各種介護保険給付サービスの見込み量から推計していますが、第5期の平成26年末の基金残高1億2,873万4,000円から6期計画へ8,500万円を繰り入れ、介護保険料の水準が過剰なものとならないように配慮して、保険料を設定しました。

また、今回の介護保険制度の改正に合わせ、低所得者への負担軽減となるよう所得段階に応じて、これまでの6段階から9段階に細分化して設定しております。

第5期の介護保険料の基準月額は4,970円でありましたが、第6期の保険料基準額月額を5,262円とし、292円、5.9%の増額の年間6万3,100円に設定しております。

以上が、計画の概要でございます。

被保険者の皆様には御負担をおかけすることになりますが、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。これからさらに少子高齢化が進む中、介護保険制度を持続可能な制度にしていくなためにも、市民皆様には若いころから健康管理に留意していただき、高齢になりましたら積極的に介護予防事業などに参加していただけるよう、効果的、継続的な取り組みを推進してまいります。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第3号から5号まで一括して御説明をさせていただきます。

議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から長崎県南部広域水道企業団を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由については、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号でございます。壱岐市行政手続条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第4号壱岐市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、上位法である行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、同法の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

平成16年壱岐市条例第9号壱岐市行政手続条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

改正概要といたしましては、行政指導の中止等の求めについて及び処分等の求めについての条項を新設し、また、行政指導の方式の内容を改正しております。別紙議案関係資料に新旧対照表を添付しておりますので、あともってご覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第4号の御説明を終わります。

続きまして、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、

市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

第1条は、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正、第2条は、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正、第3条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

改正の内容は、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を現行の「6月期1.4月、12月期1.55月、合計2.95月」を、27年度以降、「6月期1.475月、12月期1.625月、計3.1月」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号から5号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 教育次長。

〔教育次長（米倉 勇次君） 登壇〕

○教育次長（米倉 勇次君） 続きまして、議案第6号について御説明をいたします。

議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案の理由は、壱岐市立渡良小学校の移転によりまして、住所変更を要するためでございます。裏面をご覧ください。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例、壱岐市立小・中学校設置条例、平成16年壱岐市条例第83号の一部を次のように改正する。別表第1、壱岐市立渡良小学校の項中、「渡良東触144番地」を「渡良南触365番地」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

お手元に配付をいたしております議案関係資料1の16ページに、新旧対照表を載せておりますので、御参照をお願いします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（米倉 勇次君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市健康公園条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由、施設の設置目的のため有効活用されていないため、廃止するものでございます。この谷江健康公園は、芦辺町の箱崎谷江触にありました焼却場周辺地域の保健及び健康増進のために設置されたものでありますが、現在、公園として利用されておらず、将来とも利用される見込みがないため廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市母子健康センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本施設は、芦辺町諸吉本村触46番地1に、鉄筋コンクリート平屋建てで昭和40年に建設されており、施設の老朽化及び設置目的の利用がされていないため、廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第9号から11号まで一括して説明を申し上げます。

議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。

次のページをお開きください。

子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の整備内容につきましては、記載のとおりであります。

主な条例の整備内容ですけれども、子ども・子育て支援法施行に伴い、幼稚園や保育所の入所資格及び入所手続に変更が生じるとともに、保育料が「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」とされたことから、関係条例の改正・廃止を行うものでございます。

以上が主な内容でございます。

条文整備の新旧対照表につきましては、資料1、17から32ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市子ども・子育ての教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の制定内容につきましては、記載のとおりであります。

主な条例の制定内容ですけれども、今回、子ども・子育て支援法の施行に伴い、議案第9号第7条2項の保育料徴収条例及び第3項の幼稚園授業料徴収条例の廃止により、これにかわる利用者負担額を徴収するために、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定により過料に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子ども・子育て支援法第

87条の規定により過料に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の制定内容につきましては、記載のとおりでございます。

主な条例の制定内容ですけれども、子ども・子育て支援法の施行に伴い、「正当な理由なしに虚偽の報告もしくは虚偽の提示、または質問に対して、虚偽の答弁等をした者に対して、市町村は条例を制定することにより、過料を科すことができる」となっていることから、今回制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率及び新たな地域支援事業の円滑な実施に向けた改正をする必要があるためです。

次のページをお願いいたします。

壱岐市介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

この議案第12号につきましては、別冊議案関係資料新旧対照表33ページに載せておりますので、あわせてご覧ください。

保険料としまして、第5条で、第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から29年度までの保険料を改正をいたしております。これまで基準額から所得額等により、増減額が「6段階」に区分されておりましたが、改正案では「9段階」となっております。

保険料につきましては、記載のとおりでございます。

2項としまして、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、2万8,400円としております。

附則の施行期日といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第

5条に第2項として1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

次に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置としまして、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、同条第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業及び同項第6号に規定する認知症総合支援事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、市長が定める日から行うものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第13号について御説明をさせていただきます。

議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について。

壱岐市電動車両用充電器利用料条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

電動車両用充電器につきましては、平成26年度9月補正におきまして計上いただきました「次世代自動車充電インフラ整備事業」によりまして、壱岐市立一支国博物館に電動車両用の急速充電器1基、普通充電器1基が年度内に設置を完了する予定であり、4月からの運用開始に伴い、本条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の条文でございます。第2条の第3項に、「利用料は合同会社日本充電サービスの収入として收受させるものとする。」としておりますが、この充電器の整備事業は、国の補助金であります「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」、そして自動車メーカー4社の「充電インフラ普及支援制度」を活用しまして、整備に要した費用及び設置、完了から8年間の維持費用、そして電気代の補助が受けられることとなっております。

その条件としまして、課金をすること、そして課金料金は、合同会社日本充電サービスが徴収することとなっているため、このような条文としております。

なお、次のページの利用料につきましても、合同会社日本充電サービスのサービス提供価格をもとに決定したものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

今回の議案第14号においては、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による壱岐市病院事業の廃止に伴い、関係条例の整理を行うため、条例制定を主としておりますが、関係条例の中で、これ以外の理由により一部改正の必要がある条文の改正についても、議案提出の記述上、同時に改正を行うことから、分けて説明をさせていただきます。

最初に、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による壱岐市病院事業の廃止に伴う一部改正、廃止に関する条例から説明します。

議案書の第1条の壱岐市行政組織条例の一部改正について、関係資料35ページをお開きください。

壱岐市行政組織条例の一部改正でございますが、第1条、内部組織、7号の病院部、第2条、分掌事務、第7号病院部病院事業に関するものを削除しております。

なお、企業団病院に関することにつきましては、保健環境部に引き継ぐこととしております。

次に、議案書の第2条の壱岐市職員定数条例の一部改正について、関係資料の1、36ページをお願いいたします。

壱岐市職員定数条例の一部改正でございますが、市民病院職員以外の見直しとして、2条2項ア、一般職員の定数を左側の現行「293人」から、右側の改正案「274人」に改正しております。19人の減員でございます。

平成27年4月1日の市長事務部局の一般職員の実人員を243人と見込んでおります。

なお、4月1日以降、病院企業団壱岐病院への事務系職員等10人の諸市職員を派遣するようになっております。市民病院職員の現数181人を合わせて、市長の事務部局の職員任用限度額を362に改めております。

次に、議案書の第3条、壱岐市職員の定年に関する条例の一部改正について、第3条、職員の定年について、第1項の病院において医療業務に従事する医師、年齢65歳を削除するものでご

ざいます。

次に、議案書の第5条、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、第4条、給料表第4号の医療職（1）医師給与表について削除しております。

第13条、第28条、第36条、第37条、第38条の医師に係る条文字句を削除しております。

次に、議案書の第6条、壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、第2条、特殊勤務手当のうち、病院職員に係る第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号を削除するものでございます。

次に、議案書の第7条、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、別表第1、区分の病院勤務職種の見護補助者・医師・薬剤師の欄を削除するものでございます。

次に、議案書の第8条、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、第29条、第30条の往診旅費、招聘旅費について削除するものでございます。

次に、議案書の第9条、壱岐市議会議決に付する公の施設に関する条例の一部について、病院施設を削除しております。

次に、議案書の第10条、壱岐市病院事業の設置に関する条例等の廃止について、議案書の12ページでございますが、廃止する条例は、第1号から第5号まででございます。現在、貸与している壱岐市医療技術修学生につきましては、病院企業団の修学生として引き継ぐこととしております。

次に、整理する関係条例において、病院事業の廃止に伴うもの以外の理由により、一部改正の必要がある教育職の給料表、船舶臨時運航業務手当及び災害補償について説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案書の4条の壱岐職員の給与に関する条例の一部改正について、別表第3条教育職給料表をお願いいたします。

今回、長崎県の教育職給料表の改定に準じて、改定するものでございます。26年4月1日にさかのぼって適用となります。

次に、議案書の第5条について、同じく別表3、教育職給料表をご覧ください。議案書の7ページでございます。

この改正文につきましては、27年4月1日から施行となります。前条と同様に、長崎県人事委員会勧告を受けての長崎県職員の教育職給料表の改定内容と同じであります。

次に、議案書の第6条の壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、第4条の船舶臨時運航業務手当の規定において、現在適用していない船舶運航業務手当の語句の整理の

ため、該当部分を削るものであります。

次に、議案書の第7条の壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部改正について、第19条の災害補償の条項において、適用法令として、労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償を追加するものであります。

以上、議案第14号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第15号、議案第16号を一括して御説明を申し上げます。

議案第15号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称は、壱岐市芦辺浦住民集会所。位置でございますが、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3。指定管理者となる団体、住所、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3、名称は、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉氏でございます。

指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由は、壱岐市芦辺浦住民集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

本施設は、芦辺浦に位置しておりまして、昭和47年に地域の利便性の向上を目的として、地域住民の集会所、また、商工の諸活動に供する目的で建設をされております。

指定管理者施設管理運営をする上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定をしたいということ、本施設は赤字施設でございまして、将来にわたり黒字が見込めず、一般公募には適さない施設であること、そして、芦辺浦商業組合は、前期も指定管理者でありまして、誠実かつ適正な管理能力を市といたしましても高く評価をしております、引き続き次期の指定管理者候補となり得る能力があること等によりまして、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、芦辺浦商業組合を指定管理者として、指定するものでございます。

以上で、議案第15号の御説明を終わります。

続きまして、議案第16号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございますが、名称、壱岐市高等職業訓練校。位置、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3。指定管理者となる団体、住所、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、名称は、壱岐高等職業訓練協会会長宮坂幸秋氏でございます。

指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由といたしましては、記載のとおりでございます。

長崎県の職業訓練の認定を受けている団体は、市内で壱岐職業訓練協会の1団体だけございまして、昭和54年に開設以来、壱岐市唯一の技能養成機関として、壱岐市の労働者の技能向上、労働者の地位確立、技術指導者及び経営者としての資質向上に貢献してこられました。壱岐市の労働者のために、誠実かつ適正な技術指導、管理体制、社会貢献を壱岐市といたしましても高く評価しておりまして、現在、指定管理者でございます壱岐高等職業訓練協会に、引き続き次期の指定管理者として提案をするものでございます。

以上で、議案第16号の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第17号から第19号について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第17号について御説明を申し上げます。

議案第17号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、壱岐市筒城浜ふれあい広場、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7外。指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町本村触683番地2、一般社団法人壱岐市観光連盟会長長嶋立身でございます。指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日。

提案理由は、記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、筒城浜ふれあい広場施設の管理運営となります。

今回の指定管理候補者であります壱岐市観光連盟は、平成18年7月から前身の壱岐市観光協会として指定管理業務を行っており、常に利用者の利便性と満足度の向上を目指した適正な管理運営の実績がございます。

また、公的施設設置の趣旨に鑑み、公平かつ円滑に利用行政を行うためには、特定の民間事業

者では困難であり、当該施設の管理運営を行う団体としては、この団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定いたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）におきまして、債務負担行為を設定させていただいております。

次に、議案第18号について御説明を申し上げます。

議案第18号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございますが、壱岐市シーサイド小水浜、壱岐市郷ノ浦町渡良南触104番地先及び渡良東触2903番地1。指定管理候補者でございますが、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐学友会会長平田光弘。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日。

提案理由は、記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、シーサイド小水浜の管理運営となります。

今回の指定管理候補者であります壱岐学友会は、平成18年からシーサイド小水浜の指定管理者として、修学旅行等大型観光団体や市内の小中学生の受け入れ等適正な管理運営をされております。

このように、主に児童生徒の体験学習の場として運営を行っていることから、郷ノ浦地区唯一の修学旅行受入団体であります壱岐学友会が、当該施設の運営管理を行う団体としましては最適と判断し、非公募として、壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定をいたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）におきまして、債務負担行為の設定をさせていただいております。

次に、議案第19号について御説明を申し上げます。

議案第19号友好都市の提携について。

本市は、兵庫県朝来市と教育や産業・経済、人的交流等により相互の地域の振興・活性化を図り、両市のきずなを深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市の提携をするものとする。

本日の提出でございます。

提案の理由は、記載のとおりでございます。

朝来市とは、小山弥兵衛氏によって結ばれた縁がきっかけとなりまして、旧和田山町時代から教育や人的な交流を行ってきており、平成26年2月の壱岐市市制施行10周年を機に、「歴史・教育・経済パートナーシップ宣言」の調印を行いました。今後さらに両市の友好なきずなを

深めるために、本年の朝来市市制施行10周年にあわせて友好都市の提携を行うものです。

2ページ目、3ページ目に両市の協定書（案）を添付しております。

平成27年6月27日の日付は、朝来市の市制施行10周年記念式典の際の調印の日の予定の日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第20号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

譲渡財産の土地の所在地は、壱岐市郷ノ浦町庄触字横内190番地。地目、宅地、面積680.17平方メートルであります。譲渡の相手方ですが、壱岐市郷ノ浦町庄触79番地、庄触中央公民館館長平田千教様でございます。

譲渡の理由でございますが、認可地縁団体が中央公民館用地として効率的活用を図るために譲渡するものでございます。譲渡の時期は、平成27年4月1日でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第21号から第23号まで一括して説明を申し上げます。

議案第21号公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字元居333番4に隣接する防波堤333番4及び402番地5の地先公有水面でございます。埋立面積は、110.08平方メートル。埋立地の用途は、海岸保全施設用地及び港湾施設用地であります。埋立承認出願人は長崎県でございます。裏面に位置図と字図を添付しております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

埋立地につきましては、長崎県により平成8年に整備された春一番広場が、栈橋形式で下部構

造のH鋼の腐食が進み、今回重力式護岸に更新整備するため埋立承認が必要となり、公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾698番9から698番4に隣接する防波堤に至る地先公有水面でございます。埋立面積は、875.38平方メートル。埋立地の用途は、漁港施設用地であります。埋立承認出願人は長崎県でございます。裏面に位置図と字図を添付いたしております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

この埋立地につきましては、長崎県により平成23年から大島外防波堤のかさ上げ、拡幅、暴風柵の設置、消波ブロックの大型化等の改良工事が実施されております。防波堤の隣接した港内水域に生けすの増設計画があり、養殖用漁具の補修用地や道路、駐車場の漁港施設用地を整備するため、公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

変更する区域は3カ所、3地区でございます。

裏面をお開き願います。

編入する区域は、字真竹で3カ所でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1033番5及び1033番6に隣接する里道、同里道に隣接する護岸及び同里道に隣接する防波堤の地先。面積は、600.73平方メートル。別紙の位置図1に字図を添付いたしております。埋立地につきましては、船揚げ場を整備することになり、平成11年11月19日付で長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成12年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1070番4に隣接する埋立地から1033番5に隣接する里道に隣接する埋立地に至る地先。面積は、8,389.67平方メートル。別紙の位置図2に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、漁港施設用地を整備することになり、昭和58年1月24日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和59年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1033番5に隣接する里道から1070番4に隣接する埋立地に至る地先。面積は、3,183.62平方メートル。別紙の位置図3に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、住宅用地、道路用地を整備することになり、昭和60年6月29日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和61年1月に完了したものでございます。

続きまして、位置図3の裏面をお開き願います。

編入する区域は、字柏崎で2カ所でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉南触字柏崎1638番7に隣接する防波堤から1690番1に至る地先。面積は、6,333.20平方メートル。別紙の位置図4に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、漁港施設用地、漁民センターを整備することになり、昭和60年2月21日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和62年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字柏崎1630番1に隣接する防波堤から1629番1に至る地先。面積は、330.39平方メートル。別紙の位置図5に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地を整備することになり、平成16年10月8日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成17年6月に完了したものでございます。

別紙3をお開き願います。

編入する区域は、字白橋田でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉本村触字白橋田1804番86から1733番5に至る地先。面積は、651.90平方メートル。裏面の位置図6に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、道路を整備することになり、平成11年1月5日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成12年3月に完了したものでございます。

以上6カ所につきましては、竣工認可がなく未登記となっていたため、平成26年12月3日付で竣工認可を申請をしまして、平成27年2月17日付、長崎県より竣工認可されたものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,054万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億6,174万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加、変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の追加、変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページに、第1表歳入歳出予算補正を記載いたしております。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、2款1項総務管理費の地域住民生活等緊急支援交付金事業ほか11件の事業費総額4億9,420万1,000円について、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上しております。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加、壱岐市シーサイド小水浜及び筒城浜ふれあい広場の指定管理委託は本年度末で終了するため、平成27年度以降29年度までの3年間、債務負担行為限度額をそれぞれ追加しております。

2、変更で、平成26年度の商工業振興資金利子補給金について、借入総額が、当初1億1,000万円から1億7,440万円に増額となったため、平成27年度以降の債務負担行為限度額を281万9,000円から357万8,000円に増額しております。

次に、7ページをお願いします。

第4表地方債補正、1、追加、総務債は、国の平成26年度補正予算に係る「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」の前倒しによる公共事業等補正予算差について、限度額400万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

2、変更、過疎対策事業債、過疎債ソフト分ですが、限度額4億8,040万円を5億780万円に増額補正しております。過疎債ソフト分については、基本限度額2億5,790万円の2倍まで借り入れることができるため、当初、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、過疎ソフト事業に充当を予定しておりましたが、今回、過疎債へ振りかえ、2,740万円を増額しております。

次に、土木債は、限度額960万円を900万円に60万円を減額しております。瀬戸東部地区など、急傾斜地崩壊対策事業費の減額によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

合併特例事業債、5億4,710万円を5億4,560万円に150万円を減額しております。消防庁舎整備事業の事業費減額によるものでございます。

次に、事項別明細書により、歳入の主なものについて御説明いたします。

12、13ページをお開き願います。

10款地方交付税は、今回普通交付税の留保分3,484万8,000円及び国の26年度補正予算で地方交付税総額が増加したことで、調整戻し分956万5,000円の追加交付があり、合わせて4,441万3,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金は、国の平成26年度補正予算に伴う地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金で、観光・防災Wi-Fiステーション25カ所分の事業費の2分の1,405万円と地域住民生活等緊急支援交付金で、地域消費喚起・生活支援型に7,666万9,000円、地方創生先行型に5,417万9,000円を追加しております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金は、国の平成26年度補正予算に伴う経営体育成支援事業補助金として、農業用機械導入に1,785万4,000円を追加しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

同じく、国の補正予算により農業経営対策地方公共団体事業補助金、人・農地プラン作成事業で、集落営農組織化・法人化支援事業に710万円を追加しております。

次に、16、17ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、松永記念館指定寄附金として、市外の方から100万円の寄附採納があり、今回、松永記念維持管理基金へ積み立て、27年度に実施予定の施設改修費に活用する予定です。

次に、18款2項1目基金繰入金、過疎地域自立促進特別事業基金の6,932万2,000円の減額は、先ほど過疎債ソフト分で説明しましたとおり、財源を振りかえたことによる減額補正をしております。

次に、20款4項2目雑入、退職手当旧負担金制度調整金7,172万6,000円の補正は、退職手当及び負担金の過年度分調整金で、平成26年度から30年度まで、5年間で3億5,863万3,000円が精算をされます。

21款市債につきましては、7、8ページの第4表地方債補正で説明したとおりです。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成26年度3月補正予算案概要で説明をいたします。

別紙資料2の2、3ページをお開き願います。

2款1項3目減債基金積立金の2億7,171万4,000円は、入札執行や事業実績見込みによる一般財源不用額分を後年度の公債費償還財源として確保するために、追加積み立てをしております。

次に、2款1項14目地域住民生活等緊急支援交付金事業は、国の平成26年度補正予算の交付金1億3,084万8,000円を活用し、地方創生先行型で、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとし、外出支援サービス事業及び次の4、5ページの配食サービス事業につきましては、27年度当初予算にも計上しておりますが、前倒して取り組み、事業の効果、検証を実施いたします。

そのほか新規事業として、子育て支援人材育成、農業漁業インターンシップ、観光資産パワーアッププロジェクト事業費をそれぞれ計上しております。

一番下の消費喚起プレミアム商品券発行事業6,769万円は、地域消費喚起・生活支援型で、1セット1,000円券の11枚つづりを1万円で、10%のプレミアムつき商品券を5万600セット販売し、地域の消費喚起を図ることとしております。

次の6、7ページの子育て世帯応援事業1,396万9,000円につきましても、修学中の子供1名につき、1セット1,000円券11枚つづりの商品券を8,000円で4,400セット販売し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることとしております。

そのほか地方創生先行型で、新規として、子育て支援ボランティア育成、保育補助等講習会参加助成、外国人観光客受入環境整備時支援事業費をそれぞれ計上しております。

また、島外通勤・通学者交通費助成事業、企業誘致促進人材育成補助事業は、27年度当初予算にも計上しており、前倒して実施をし、6月以降の補正予算で減額をすることとしております。

そのほか各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正をいたしております。

資料の20、23ページには、繰越明許費の詳細を、また、26ページに基金の状況について

記載をいたしております。

以上で、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,579万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,956万2,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得の減少などにより、減額をいたしております。

4款の国庫支出金及び5款の県支出金につきましては、高額療養費、共同事業負担金及び特定健康診査負担金を実績により減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

6款の療養給付費交付金から8款共同事業交付金につきましては、実績によるものでございます。

10款繰入金1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、実績により、2,299万円2,000円の増額補正をいたしております。

11款繰越金につきましては、財源確保のため前年度からの繰越金3,253万4,000円を増額補正いたしております。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出ですが、2款保険給付費1項療養諸費の一般被保険者医療給付費及び退職被保険者等療養給付費につきましては、実績により減額補正し、一般被保険者療養費につきましては、増額補正をいたしております。

2項高額療養費、4項出産育児諸費につきましても、実績により減額補正をいたしております。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、実績によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

8款1項特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診者及び保健指導を受けられる方の増加によるものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

直営診療施設勘定でございます。歳入の1款診療収入につきましては、決算見込みにより減額をいたしております。

4款の繰入金につきましては、財源を確保するため財政調整基金より400万円を繰り入れております。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費の診療所医療業務委託料につきましては、診療報酬の減少によるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億568万3,000円とする。2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入につきましては、4款1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金としまして、後期高齢者医療広域連合納付金の精算による減額相当額241万8,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、実績により減額をいたしております。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

2,614万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億610万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,541万3,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項介護保険料の増につきましては、1号保険者が見込みよりふえたためでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費の減によるものでございます。

2項国庫補助金の普通調整交付金につきましては、交付率の確定により1,306万5,000円の減額補正をいたしております。

4款支払基金交付金の介護給付費交付金、5款県支出金介護給付費負担金及び7款一般会計からの繰入金は、介護給付費の減によるものでございます。

8款繰越金ですが、財源確保のために前年度からの繰越金3,081万1,000円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。1款総務費3項介護認定審査会費は、介護認定申請の減により主治医意見書の手数料の減額をいたしております。

2款介護給付費の介護サービス給付費につきましては、介護サービス実施見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費の1項介護予防高齢者対策費及び2項包括支援事業の2事業につきましては、実績見込みによる減と嘱託職員の不補充による人件費を削減、減額いたしております。

16ページからの介護サービス事業勘定につきましては、人事異動による人件費の減によるものでございます。

以上で、議案第25号から議案第27号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

平成26年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによりま

す。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,752万1,000円とします。2項及び第2条については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。

8から9ページをお開きください。

2、歳入ですが、6款諸収入で250万円の減額補正をしております。

次に、10から11ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款総務費の2目施設管理費で水道管布設がえ補償工事を250万円減額しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事におきまして、水道管の布設がえを当初想定しておりましたけれども、布設がえの必要がなかったため減額するものでございます。

つづきまして、議案第29号について説明をいたします。

議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,683万6,000円とします。2項及び第2条については記載のとおりでございます。

本日の御提出でございます。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。

8から9ページをお開きください。

2、歳入ですが、5款繰入金で250万円を減額補正しております。

次に、10から11ページをお開きください。

3、歳出ですが、2款1項1目一般管理費で250万円減額しております。これは、漁業集落排水整備事業の供用開始後、3年以内に接続される方に対しまして助成金を交付しておりますけれども、その実績により減額するものでございます。

また、2項1目施設整備費で補償費から工事費への予算の組み替え補正を行っております。

以上で、議案第28号と29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計

補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,656万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

歳入の1款介護サービス収入1項介護給付費収入1目短期入所者介護生活介護費と、同じく2目の短期入所者利用者負担金と合わせまして802万円の増額につきましては、短期入所いわゆるショートステイの利用ニーズが非常に高く、空床ベッドを利用して受け入れを多く図っている関係で、それぞれ増額をする見込みのため増額補正をいたしております。

次は、4款繰越金でございますが、前年度繰越金から678万円を財源調整のため増額補正をいたしております。

次に、10、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款介護サービス事業費1項1目事務費の1節の報酬460万円の減額は、嘱託職員の退職と新規採用の関係によりまして、報酬を減額補正をいたしております。またそれに付随する社会保険料の260万円を減額補正いたしております。

2款基金積立金1項1目財政調整基金積立金へ2,200万円の増額補正をいたしております。

12ページは、給与費明細書でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

平成26年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,016万7,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を29万円増額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、嘱託職員報酬11万円を増額、船員保険料18万円の増額でございます。理由でございますが、臨時職員の甲板員でございますけれども、長期休暇に伴う代がえ職員に係る船員保険の増及び船員シフトの調整によりまして生じた嘱託職員の超過勤務の増額でございます。

給与費明細書につきましては、12ページ、13ページに記載しております。

以上で、議案第31号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208億5,600万円と定め、第2項については記載のとおりです。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、2ページから5ページに記載をいたしております。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、平成28年度以降に発生する債務負担行為16件の内容について記載のとおりでございます。

次に、7ページ、第3表地方債で平成27年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は21億4,130万円でございます。

それでは、事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。本年度予算規模は208億5,600万円で、対前年度比1億6,900万円、0.8%の減であります。

12、13ページをお開き願います。

まず、歳入の主の内容について御説明をいたします。

1款市税1項市民税は、8億2,597万5,000円で対前年度比250万8,000円の増で、個人住民税は長引く地方経済の低迷や人口減少等を考慮し、また法人住民税は新規法人数の増を考慮し予算計上しております。

2項固定資産税は、9億6,748万3,000円で対前年度比4,577万6,000円の減で、評価がえによる算定価格の見直し分を考慮し予算計上しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金については3億円を計上し、対前年度比4,300万円の増で、8%への引き上げが平年化することによる増収分を見込んでおります。

次に、16、17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、対前年度4億1,021万4,000円の減額で93億9,892万4,000円を計上しております。普通交付税の合併算定がえ段階的縮減2年目の縮減額を見込み、減額しております。

次に、26、27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、離島輸送コスト支援事業ほか、地域活性化を推進する事業18事業に対し、2分の1から3分の1の補助金8,199万4,000円を

計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。

15款2項3目衛生費県補助金再生可能エネルギー等導入推進基金補助金は、壱岐文化ホールに30キロワットの太陽光発電施設及び50キロワットの蓄電池の整備費として、10分の10の補助金、6,027万6,000円を計上しております。

次に、36、37ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金ふるさと応援寄附金について、クレジット決済の導入により、寄附金の増額を見込み1億円を計上しております。

次に、44、45ページをお開き願います。

21款市債でございますが、1項1目辺地対策事業債は、筒城浜ふれあい広場ジョギングコース整備事業及び市道改良事業等12事業に対し、3億160万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、文化ホール調光盤設備改修事業、漁村再生交付金事業など19事業に対し3億7,030万円、ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業など29事業に対し、基本限度額分2億5,130万円と限度額超え分2億3,620万円、合わせて4億8,750万円を計上しております。

4目合併特例事業債は、盈科小学校ほか4校の校舎等耐震補強等工事の単独事業分に1億7,120万円を計上しております。また、財源不足に対処するために、5目臨時財政対策債6億円も計上いたしております。

次に、46、47ページをお開き願います。

7目教育債全国防災事業債は、盈科小学校ほか4校の校舎等耐震補強等工事の補助残に1億7,260万円を計上しております。

次に、歳出については、資料3の平成27年度当初予算案概要の主要事業により主なもののみ御説明させていただきます。

資料3、平成27年度当初予算案概要の4、5ページをお開き願います。

2款1項1目安全・安心のまちづくり交付金1,624万7,000円は、自治公民館が取り組む自主防災活動及び福祉健康活動の促進を図るため、自主防災組織の設置、特定健診及び5種類のがん検診受診の推進、福祉保健部の設置及び活動など、平成26年度実績に対し新たに交付をするものでございます。

次に、6目島への若者定住支援事業は、UIターン希望者の空き家の問い合わせに対応するため、空き家を調査し、所有者に対し空き家バンク登録を推進するため、所要の経費73万4,000円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊事業は、3年目となり、現在4名の活動費と今年度から新たに事業を

起こす起業に係る経費が加算され、また新たに地域づくりに意欲的な隊員3名を募集し、観光振興、特産品開発、販路拡大支援担当の地域協力活動に従事してもらうこととしており、3年間にわたる活動を予定しております。

なお、3年間は特別交付税措置及び県の長崎をかえる人材誘致補助金があり、報酬活動費、起業に係る経費など総額3,465万1,000円を予算計上しております。

次に、8、9ページをお開き願います。

3款1項1目生活困窮者自立支援事業の1,435万1,000円は、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法の制定に伴い、壱岐市社会福祉協議会に委託し生活困窮者相談業務等を行い、困窮状態から早期に脱却することを支援し、地域における自立就労支援等の体制の構築を図ることとしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費放課後児童クラブ施設整備事業5,193万6,000円は、現在、芦辺町箱崎地区の放課後児童クラブは民間委託であります。社協芦辺事業所へ運営を譲渡することとなり、また郷ノ浦町でも新設要望があっていることから、社協郷ノ浦事業所での開設に伴い、施設整備を行うものでございます。

次に、資料14、15ページをお開き願います。

3款2項4目保育所運営費で多子世帯保育料軽減事業として、幼稚園は小学校6年生以下の子供、保育所は小学校3年生以下の子供がいる家庭の第3子の保護者負担金をゼロ円に減免することにより、経済的負担を軽減することとしております。減免分として541万4,000円に対し、県費2分の1補助と、保育料システム改修費を290万円を計上しております。

次に、4款1項4目病院費長崎県病院企業団負担金は、長崎県病院企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく負担金5億1,928万2,000円を計上しております。

次に、20、21ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費についてそれぞれ計上しておりますが、特に肉用牛の維持増頭対策として家畜導入事業補助で190頭分の3,294万円、地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業の肉用牛淘汰更新に240頭分1,200万円、肥育素牛導入に850頭分850万円、また、22、23ページに地域肉用牛緊急増頭対策事業として、県の家畜導入事業対象牛以外の導入に対して120頭分の960万円など、合わせて6,304万円を計上しております。

次に、5款1項5目農地費でため池一斉点検業務委託は、受益面積2ヘクタール未満の農業用ため池29カ所について未調査のため、今回、国の10分の10の補助事業で200万円を計上しております。

次に、日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化、人口減少により、多面的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補修や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって地球温暖化防止、生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付するため、事業費1億5,190万6,000円を計上しております。

次に、26、27ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費で新生水産県ながさき総合支援事業は、県単独事業で、郷ノ浦町漁協荷さばき所の照明器具取りかえ及び水産センター外壁等改修事業、並びに箱崎漁協の急速冷凍機改修事業に対する補助金として3,435万円を計上しております。

次の離島輸送コスト支援事業は、農産物と同様に、島外出荷水産物の海上輸送運賃の助成について4,473万円4,000円を計上しております。

次に、28、29ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費で、産地水産業強化支援事業1億2,219万4,000円は、壱岐東部漁協の製氷能力5トン掛け2機、貯氷庫20トンの製氷・貯氷施設整備について、国庫補助55%、県補助10%、補助残に過疎債を充当いたしております。

6款1項2目商工振興費「壱岐の食」情報発信人材育成事業は、緊急雇用創出事業の10分の10の補助事業で、ICTを活用した情報発信に関するスキルや壱岐産食材についての知識及び販路拡大のための営業力を持った人材を育成することを目的に、民間企業への委託事業として、平成27年1月より12月までの1年間実施するもので1,405万2,000円を計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。

6款1項4目観光費情報発信強化推進事業3,232万円は、離島活性化交付金及び過疎債ソフトを財源として、観光客の誘客を効果的に進めるため、旅行会社、マスコミとタイアップした効率的な情報発信を行い、交流人口の拡大につなげるものであります。

次に、32、33ページをお開き願います。

新規事業で筒城浜ふれあい広場ジョギングコース整備事業については、現在、遊歩道を小中学校の駅伝大会や実業団陸上部の合宿で使用いたしておりますが、今回、雨天時でも利用できるように、1キロメートルの周回コースをゴムチップウレタン舗装整備をするもので、辺地債を財源として事業費7,605万5,000円を計上しております。

次に、34、35ページをお開き願います。

7款7項1目住宅管理費で、平成25年度より実施しております市の単独事業として、市内の建設業者に発注をして30万円以上の住宅リフォームを行う方にその工事費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進するため、補助率10分の1、補助金上限を

20万円とし補助金総額2,000万円を計上し、また、県の補助事業として、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金も同様に既存住宅のバリアフリー化、省エネ化及び防災化など、住宅性能向上リフォームを行う方に、その工事費の一部について事業費総額680万円を計上しております。いずれも平成27年度で終了予定でございます。

次に、36、37ページをお開き願います。

9款2項1目小学校耐震補強等改修事業は、盈科小学校ほか4校の校舎等の耐震補強等改修事業に3億9,731万7,000円及び石田小学校屋内運動場つり天井改修事業3,458万円など、学校耐震化事業については今年度で最終年度となります。

次に、38、39ページをお願いいたします。

小学校管理費及び中学校管理費でスクールバス購入事業費を計上しておりますが、現在、石田小学校及び郷ノ浦中学校において、バス会社が所有する貸し切りバスを使用しておりましたが、国土交通省が貸し切りバスの安全性向上を図るため、貸し切りバスの運賃制度の見直しを平成26年4月より時間制運賃及びキロ制運賃への改正となり、壱岐市内においては、平成27年度より大幅に増額となるため、今回29人乗りスクールバスを新たに2台購入し、運行業務を委託するものでございます。

次に、40、41ページをお開き願います。

9款5項2目青少年育成費、子ども夢プラン応援補助金の100万円は、新規事業で市内小中学生及び高校生で、すぐれた能力を持ち日々練習に励んでいる児童・生徒に対し、上部団体等から選抜参加要請があった場合、その合同練習や大会等に参加する旅費等の一部を補助することとし、ふるさと応援寄附金の子ども応援コースを財源といたしております。

以上が、歳出の主な事業でございます。

そのほか、予算に係る調書について、予算書の227ページから232ページに給与費明細書を、また債務負担行為に関する調書は、234ページから245ページに記載をいたしております。

地方債に関する調書は、最後の246ページに記載のとおりで、平成27年度末地方債現在高見込みは、277億3,290万7,000円で対前年度より6億7,797万円の減となる見込みであります。

以上で、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 議案第33号平成27年度岐阜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度岐阜市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億8,202万8,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,250万4,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入額の最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1款1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億3,704万8,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税4,707万4,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては、7億8,121万2,000円を見込んでおります。

4款2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、4億6,633万5,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。

5款2項県補助金でございますが、財政調整交付金につきましては2億551万8,000円を、6款1項療養給付費交付金につきましては、退職医療費交付金といたしまして1億9,822万8,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、11億7,154万6,000円を見込んでおります。

8款1項共同事業交付金高額医療費共同事業交付金でございますが、国保財政の安定を図るため、1件当たり80万円を超える部分が対象となり、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年まで1件当たり30万円を超え80万円までに対してでございましたが、今年度より、さらに県内市町村国保の財政の安定化を図るため、1件当たり1円を超え80万円までに拡大されたため、大幅に増額となっております。

10款1項一般会計繰入金でございますが、12ページから15ページに計上いたしております。法定分繰り入れとしまして3億258万1,000円、法定外繰り入れとしまして1億5,000万円と、乳幼児福祉医療現物給付分を211万6,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付金につきましては、前年度より600万円を減額し26億1,000万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開きください。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費4億1,700万円を計上いたしております。

4項出産育児一時金につきましては、42万円の65人分を計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金等でございますが、5億724万円、1人当たり5万6,450円が示されており、昨年より1,945円増加しております。

24ページ、25ページをお開きください。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担でございます。概算で1人当たり6万2,120円が示され、昨年より1,150円減少しておりますので、2億1,700万8,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは、歳入で御説明しましたように、1件当たり1円を超え80万円までが基本となりましたので、今年度は11億9,014万1,000円を計上いたしております。

33ページをお開きください。

給与費明細書でございます。レセプト点検2名と運営協議会委員報酬12名分に係るものでございます。

次に、34ページから45ページに診療施設勘定予算を計上いたしております。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億562万9,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1億5,971万円を計上いたしております。

4款1項一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,336万円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億93万2,000円を計上いたしております。

これで、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億9,478万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,294万5,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして4億8,576万9,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービスに対応するもので5億6,048万9,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、3億2,659万3,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年も10.36%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は28%となっております。8億8,268万5,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております。4億6,405万6,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。4億8,038万8,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項介護サービス諸費としまして30億7,080万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

2款3項高額介護サービス費でございますが、7,680万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして5,219万8,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます。

次に、36ページ、37ページをお開きください。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

要支援1、2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,396万1,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金一般会計繰入金ですが、嘱託職員の人件費相当分を繰り入れております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出の1款1項総務管理費は事務的な経費でございます。

2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第33号から第35号までについて御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時5分といたします。

午後1時52分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算。

平成27年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,147万6,000円と定めます。2項及び第2条から第4項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8から9ページをお願いします。

2、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、新規加入者分として172万7,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項1目簡易水道使用料は、現年度分を3億9,541万5,000円、

滞納繰越分を339万8,000円計上しております。

3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金は、平成26年度から取り組んでおります簡易水道統合整備事業と昨年の渇水期に発生しました永田ダム水源の水質悪化によります施設整備を計画しております。事業費の2分の1が補助額になりますので、1億6,000万円を計上しております。

10から11ページをお開きください。

6款諸収入2項雑入は、主に道路改良などによります水道管移転補償金でございまして、1,671万5,000円を計上しております。

12から13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款総務費1目一般管理費の13節委託料は、水道検針業務、簡易水道統合に関する基本計画作成業務、水質検査などの経費を計上しております。

14から15ページをお開きください。

2目施設管理費13節委託料は、漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

15節工事請負費は、道路改良工事などによります水道管工事の布設がえ工事の経費を計上しております。

16から17ページをお開きください。

2款施設整備費1項簡易水道施設整備費は、簡易水道統合整備事業に伴う芦辺浄水場の浄水施設改修を昨年に引き続き行いまして、新たに勝本ダムの下にございます新西浄水場の浄水施設の改修を行うことにしております。また、簡易水道施設整備工事としまして、沼津柳田地区として永田ダム水源の水質悪化に伴います異臭味対策、異なった臭いの味ということでございますけども、この対策としまして、活性炭処理施設の整備費用の経費を計上しております。

続きまして、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成27年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,520万4,000円と定めます。2項及び第2条から第5条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の一目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落排水の5,515万7,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

16から17ページをお願いします。

3、歳出ですが、1款下水道事業費2目施設管理費13節委託料には、施設管理業務などを計上しております。

18から19ページをお開きください。

2項1目施設整備費の15節工事請負費は、公共下水道事業でありまして、永田・片原地区の污水管布設工事や埋設部の路面復旧工事などを計画しております。

20から21ページをお開きください。

2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金は、下水道加入に伴います補助金などを計上しております。

22から23ページをお開きください。

1項管理費13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務の経費を計上しております。

2項1目施設整備費の13節委託料は、污水管布設区間の家屋事前調査と設計業務費などを計上しております。

24から25ページをお願いします。

2項施設整備費の15節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設やマンホールポンプ用の整備工事などに伴う経費を計上しております。

以上で、議案第36号と37号について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億632万6,000円と定める。2項につきましては記載のとおりであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用の第3条につきましては、記載のとおりであります。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入歳出及び歳出の款項の区分の金額につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

歳入の1款1項1目介護サービス費の3億3,521万5,000円は、施設入所者の介護サービス、短期入所者介護サービス並びにデイサービスの通所介護報酬等の収入を計上いたしております。

次の2目の5,694万4,000円は、施設入所者、短期入所者並びに通所介護利用者の個人負担金収入でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。

続きまして、歳出についてですが、1款1項1目事務費の13節委託料は、施設管理運営費に必要な業務委託であります。

次に、15節工事請負費1,312万3,000円につきましては、昭和46年特養ホーム開設当時において旧循環式空調設備が設置をされており、現在は経年劣化などにより故障が多く、修理不能なため、特養ホーム施設内の主要箇所であります利用者居室16室と食堂として併用している大集会室につきまして、空調の取りかえが急務のため、今回、改修工事費を計上いたしております。

次に、16、17ページをお開き願います。

18節の備品購入費55万円につきましては、老朽化によるベッド、車椅子、吸引器等の購入費を計上いたしております。

次に、18、19ページをお開きください。

1目の通所介護サービス事業費11節から以下につきましては、施設管理運営に伴う経費等でございます。

次に、23ページから28ページまで給与費明細書等でございます。

以上で、27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について説明を終わります。

なお、特養ホームの民営化につきましては、先般、移譲先候補者が決定いたしましたので、移譲を10月1日をめどに進めておりますが、その期日が確定していないために、施設管理運営費等につきましては、年間経費を計上をさせていただいております。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計の予算は次の定めによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,391万1,000円と定める。2項及び第2条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,078万9,000円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少傾向にあり、船舶使用料も減少しているところでございまして、前年と比べまして119万4,000円の減収の見込みとなります。

次に、2款国庫支出金及び3款県補助金につきましては、国庫補助金は4,941万6,000円、県補助金は1,378万6,000円を計上いたしております。前年度と比べまして、国、県からの交付金は504万8,000円の減となります。

国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式により内定した額であります。県補助金につきましては、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分の2分の1が交付されることになっております。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国・県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職4名、嘱託職員2名を計上いたしております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

27節公課費100万1,000円でございますけれども、これは消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますけれども、11節需用費の修繕料2,270万3,000円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料でございます。

また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリー三島、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

15ページから19ページにかけては、給与費明細書でございます。

20ページをお願いいたします。

最後のページには、地方債の当該年度末残高見込み額を974万7,000円計上いたしております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算につきまして御説明をいたします。

平成27年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,819万2,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計は1億2,819万2,000円で、前年度と比較しますと487万8,000円の増額であります。

続きまして、6ページ、7ページは、歳出の部の事項別明細書を掲載しております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料7,017万2,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、222万7,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、515万3,000円でございます。内容は、嘱託職員等3名分の人件費の2分の1を一般会計から繰り入れる予定であります。220万3,000円の減額については、嘱託職員1名退職に伴いまして、直接、機械銀行で新規職員を雇用することにより生じた減額分であります。

また、2項基金繰入金1目減価償却基金繰入金1,037万6,000円は、昨年と比較しますと998万3,000円の増額となっております。この内容は、農業機械、トラクターの更新に伴う基金からの繰入金によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

5款雑収入3項1目受託事業収入4,223万5,000円は、環境管理受託収入でございます。前年と比較しますと65万4,000円の減額であります。これは、湯ノ本公衆便所解体に伴う業務委託減に伴うものであります。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出の一般管理費につきましては、備品購入費で農業機械更新に伴う増額となっております。そのほか大幅な変更はございません。

一般会計繰入金と受託事業収入の増額分の財源につきましては、それぞれ報酬費及び燃料費や修繕料等に充当いたしております。

16ページは、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算。

第1条、平成27年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第2条、業務量の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入、第1款の水道事業収益は1億8,739万1,000円。支出、第1款水道事業費用は1億6,210万7,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

次のページをお開きください。

収入の第1款の資本的収入は329万4,000円、支出の第1款資本的支出は2,939万1,000円としております。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成27年度末と平成26年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお開きください。

平成27年度の予算実施計画書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として1億5,440万6,000円を見込んでおります。

22ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などの経費を計上しております。

2 目配水及び給水費は、6 節委託料に水道検針業務や漏水調査業務などの経費を計上しております。8 節修繕費は、水道施設修繕などの経費を計上しております。

26 ページから 27 ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1 款資本的収入ですが、2 項他会計負担金は、企業債償還金として一般会計から 229 万 4,000 円の繰り入れを計上しております。

27 ページの 1 款資本的支出は、1 項建設改良費に配水管布設がえ工事の経費を計上しております。

以上で、議案第 41 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

日程第 45、請願第 1 号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第 45、請願第 1 号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。14 番、牧永護議員。

〔紹介議員（牧永 護君） 登壇〕

○紹介議員（14 番 牧永 護君） へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願。

請願の趣旨、沼津へき地保育所においても他地区と同様に延長保育を要望します。

請願の理由、昨今の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は先送りできない重要な課題となっております。

沼津へき地保育所は、合併当初、延長保育の希望は少なく、一部の人のみが他地区の延長保育に出しておりました。ところが、合併後 10 年が経過する中、保護者ニーズの変化と他地区での保育にはいろいろ支障があることがわかり、次の問題事項解消のため、校区内保育所での延長保育の希望が多く出てまいりました。

そのような中、国は子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から本格施行に向けて動き出しておりますが、沼津へき地保育所におきましては、まずは他地区と同様、早急に延長保育することが必要であり、趣旨のとおり請願するものであります。

問題となっている事項、小学校入学前に他地区の保育所に通園していると、入学当初は新入学児同士のコミュニケーションがうまくとれず、なかなか学校生活になじめないこと。

二つ、親は求職希望があるものの、降園時間が午後 3 時と中途半端なため、雇用してくれる職

場がないこと。

三つ、郷ノ浦町内のへき地保育所は、地区民と小学校との合同運動会が同日に行われるため、他地区のへき地保育所に通園させると、兄弟が小学校にいる場合は、親は二手に分かれなければならないこと。

以上、地方自治法124条の規定によりお願いいたします。

請願者、沼津地区自治公民館館長松本民男、沼津地区へき地保育所保育会長松永和大。

なお、請願書の紹介議員は、豊坂敏文、市山繁、今西菊乃となっております。よろしくお願いいたします。

〔紹介議員（牧永 護君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第46. 請願第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、請願第2号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。2番、土谷勇二議員。

〔紹介議員（土谷 勇二君） 登壇〕

○紹介議員（2番 土谷 勇二君） 請願第2号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願。壱岐市市議会議長、町田正一様。請願者、初山地区公民館館長長嶋鏡文、初山へき地保育所保育会長馬場和美。紹介議員、土谷勇二、市山和幸。

請願の趣旨、初山へき地保育所においても他地区と同様に延長保育を要望いたします。

請願の理由、少子高齢化が急速に進む中、国も子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格的に動き出し、壱岐市子ども・子育て会議も進んでおり、合併の話も出ているとお聞きします。

その中で、ここ近年、他のへき地保育所が延長保育になっていく中、初山地区では延長保育がなく、園児数も減る傾向が続いております。現在では共働き世帯が多く、祖父母も勤めて、午後3時までの保育時間では迎えに行くことが困難で、他地区の延長保育所に預けにいかざるを得ません。できれば、地元の子供は、地元の保育所へ通うというのが父兄また自治会の願いです。壱岐市子ども・子育て会議が進んではおりますが、ほかのへき地保育所と同様に延長保育が必要であります。

以上、お願いいたします。

〔紹介議員（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第47. 陳情第1号～日程第48. 要望第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第47、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情及び日程第48、要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望の2件を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号及び要望第1号につきましては、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了としました。次の本会議は3月9日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時31分散会
